

内を記入してください。

● 申請敷地及び敷地周辺の道路状況がわかる縮尺1/2,500程度のA4サイズの位置図を添付してください。

[注意] 調査事項記入(下見印受領等)後の複写使用不可

調査報告書

(送信先)指定確認検査機関

仮受付番号第()号

様

令和 年 月 日

■ 計画概要

(送信者)大阪市計画調整局 建築指導部 建築確認課長

・申請の種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 計画変更	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	
・工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		
・建築主氏名			
・代理者名	(事務所名) (氏名)	(電話番号)	
・建築場所	(地番) 大阪市 区 (住居表示) 大阪市 区		
・敷地面積	()㎡	・現況区域面積()㎡	
・建築面積	()㎡	・延べ面積()㎡・駐車場面積()㎡	
・階数	(地上 階 地下 階)	・建物高さ()m・塔屋を含む建物高さ()m	
・用途	()	・構造()	・工作物の概要()
・共同住宅の住宅戸数	()戸 (ワンルーム、35㎡以下の事務所 戸 ファミリー 戸)		
・地域、地区	・用途地域()指定建蔽率()% 指定容積率()% ・防火地域(<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 法第22条地域)		
・その他の区域、地域、地区	(<input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 臨港地区 <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/>)		
・許可・認定等	◇ 法43条 ◇ 法44条 ◇ 法48条 ◇ 法56条の2 ◇ 法59条の2 ◇ 法86条 <input type="checkbox"/> 都計法53条 <input type="checkbox"/> その他()		
・盛土規制法第12条第1項の規定が適用される建築物	(<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当(判定済) <input type="checkbox"/> 非該当(自主※)		

※ 確認申請図書の配置図に、「盛土規制法第12条第1項の規定が適用される建築物ではない」と記載しました。

■ 計画概要に関する調査事項は次のとおりです。

1. 道路関係 (建築指導部建築企画課(道路指定))

道路	道路種別の確認は『マップナビおおさか』の指定道路図【道路参考図】でご確認ください。 『マップナビおおさか』で検索(URL: https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/)
----	--

2. 地域・地区

都市計画区域内(市街化 市街化調整) 下水道処理区域 法31条(内 外(浄化槽要))

3. 下見関係先 (◇意見書・事前協議済の裏書き要/□事前協議済の裏書き要/○事前協議のみ要)

◇ 大規模建築物の事前協議 (開発調整部開発誘導課)	□ ごみ保管施設 (環境局事業管理課)
◇ 準大規模建築物の届出 (同上)	○ 建築計画事前公開制度 (建築指導部(建築相談))
◇ 開発許可要否判定・都市計画法29条許可 (同上)	○ 防災計画書の評定 (同上(建築確認))
◇ 盛土規制法12条許可(盛土許可要否判定) (同上)	□ 建築物総合環境評価制度(CASBEE) (同上(設備))
◇ 緑化指導要綱 (同上)	□ 電波法 (近畿総合通信局無線通信部)
◇ ひとにやさしいまちづくり整備要綱 (同上)	□ 防災無線(中央・西・港・浪速・住之江)(危機管理室)
◇ ワンルーム形式の建築物に関する指導要綱 (同上)	□ 埋蔵文化財包蔵地内 (教育委員会文化財保護課)
○ 土地区画整理法76条 (同上)	□ 臨港地区 (大阪港湾局開発調整課)
○ 都心居住促進のための住宅附置指導要綱 (同上)	□ 河川法55条 (各河川管理者)
□ 地区計画 <input type="checkbox"/> 風致地区 (計画部都市計画課)	□ 地下鉄沿い建築物 (株大阪メトロサービス)
□ 附置義務駐車場・駐車場法 (同上)	□ JR東西線沿い建築物 (関西高速鉄道株)
◇ 附置義務自転車駐車場 (開発調整部開発誘導課)	□ 都市高速鉄道なにも筋線沿い建築物 (同上)
□ 附置義務自転車駐車場 (建設局総務部管理課)	○ 航空法49条 (関西エアポート株または八尾空港事務所)
□ 景観法 (計画部都市計画課(都市景観))	□ 屋外広告物法 (建設局総務部管理課)
◇ 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等 (同上)	□ 危険物 (所轄消防署)
□ 狭あい道路拡幅整備 (都市整備局住環境整備課)	□ 一定規模以上の商業店舗 (経済戦略局産業振興課)
○ HOPEゾーン区域 (都市整備局住宅政策課)	□
◇ 許可・認定	□
関係機関意見記入欄	◇ 検査済証交付に関する意見書 有

余白がない場合は裏面に記入願います。

一定規模の建築物及び建築設備は、定期調(検)査報告書の提出が必要となります。